



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース①

2023/10/30

NO.535 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

「ソフトウェア」「パソコン」「レジ」などの
購入を検討している方へ

IT導入補助金 説明会

10月からのインボイス制度により、例えば
インボイスに対応した会計ソフトの購入を
検討している方は、国の「IT導入補助金」
制度を活用しましょう。申請についての説明
会を開催しますのでご参加ください。

日時 10月31日(火) 午後6時から

場所 民商事務所

補助対象経費・補助率・補助額

①会計ソフト、受発注ソフト、
決済ソフト等 4分の3以内で
上限50万円以下

②パソコン、
タブレット等 2分の1以内で
上限10万円以下

③レジ、券売機 2分の1以内で
上限20万円以下

申請をする場合、右記①の購入は必須
です。①+②や①+③を購入する場合は
申請対象となりますが、①を購入せず、
②や③のみだけを購入する場合は、申
請対象外となります。①のみを購入す
る場合は申請対象となります。すでに
購入済みのものは申請できません。

※説明会に参加を希望の方は、
民商へご連絡をお願いします。



税務署から対象事業所へ年末調整 関係の封筒が届きます。保管を。

令和5年分の年末調整関係の茶色い大きい
封筒が対象事業所に届きます。この封筒の中
には、納付書などが入っていますので、年末
調整の時期までに紛失しないよう大切に保
管しておいてください。

★予約受付中★

大腸がん検診のご案内

検診実施日

11月13日(月)

14日(火)

容器回収場所

民商事務所玄関

※詳細は別紙チラシをご覧ください。

※容器は、11月8日(水)から

10日(金)の間に配布します。



近年増え続ける大腸がんですが、早期に発見
すれば治りやすい病気でもあります。しかし、
早期のうちには自覚症状がないことが多く、自覚
症状が現れた場合には、進行している可能性が
あります。受けましょう、大腸がん検診。

労働保険料の納期限

第2期分口座振替日10月31日(火)

口座残高のご確認をお願いします。
対象事業所には「労働保険料等
口座振替のお知らせ」のハガキ
が中条民商から届きます。



過払い金の相談も受付しています

11月の無料法律相談

日時 11月15日(水)

午前10時30分

会場 村上民商事務所

弁護士 新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 11月13日(月)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
事務局まで連絡を。



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース②

2023/10/30

NO.535 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

インボイス学習会 開催 16名参加

「制度自体が複雑すぎる」「事務作業が増えて困る」

21日、夕方と夜の2回のインボイス学習会を開催し、会外を含む16名が参加しました。はじめに、改めて「インボイス制度」とは？インボイス制度が始まってからの請求書の様式、消費税申告や経過措置などについて説明していききました。

「簡易課税を選択すればずっと簡易課税のままなのか」「インボイス登録をしたがまだ番号がこないがどうすればいいか」「10月から弥生会計で入力する時はどう入力すればいいのか」「売上先から振込手数料は負担してほしいと言われた」「業種が混ざっていて、みなし仕入率を一つに選べない時はどうすればいいか」など質問が相次ぎました。

竹内会長は「皆さんがこのインボイス制度でとても困っている。これからも勉強会をその都度開いていこうと思う。廃止運動も含めて一緒に取り組んでいきましょう」と話しました。



夕方の参加者



夜の参加者

消費税の申告について

- ① 10月1日からインボイス登録をした場合は、来年3月31日までに2023年10月から12月分の消費税の申告と納付が必要
- ② 納付する消費税額の計算には2種類ある

●本則課税制度

納付する消費税 = 売上にかかった消費税 - 仕入・経費にかかった消費税

●簡易課税制度(2年前の売上が5千万円未満の事業所)

業種によって仕入・経費にかかった消費税の割合(みなし仕入率)が決まっている

納付する消費税 = 売上にかかった消費税 - (売上にかかった消費税×みなし仕入率)

みなし仕入率

卸売業(第1種)90%、小売業(第2種)80%、
 製造業等(第3種)70%、その他の事業(第4種)60%、
 サービス業(第5種)50%、不動産業(第6種)40%

【2割特例とは】インボイス登録のために免税事業者から課税事業者へ転換した人向けで、**売上の消費税の2割の納付**で済む特例が時限措置であります。